

秋田市からアンケートのお願い

景観に関する市民意識調査

日頃より市政の運営に対し、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

社会が成熟化し、生活空間の質の向上が求められる今日、良好な景観の形成は、まちづくりを進めるうえで重要な課題となっています。全国的に、平成17年の景観法の全面施行を契機に、景観に関する地方自治体の取り組みが活発化しています。

秋田市でも、平成14年に秋田市都市景観条例を定め、景観形成に向けた活動を行っていますが、活動をより充実させるため、同法に基づく景観計画の策定に向けた準備を進めています。

景観計画は、市民の皆様の意見を充分取り入れながら策定していきたいと考え、本アンケート調査は、その一環として実施するものです。

アンケートから得られた情報は、計画策定の参考にするほか、秋田市の都市景観施策を推進するうえで貴重なデータとして活用いたしますので、ぜひ、調査にご協力ください。

* ご回答いただく方は、20歳以上の市民の中から1,000人を無作為に選びました。

* アンケートは無記名式です。回答内容はすべて統計的に処理され、回答者が特定されることはありません。
なお、集計結果は、後日、公表しますので、あらかじめご了承ください。

景観とは

海、山、川など都市をとりまく自然的要素と、建築物、道路、都市で活動する人々や車などの社会的要素が視覚に映る風景を主体として、歴史、文化、伝統やそれらによってもたらされる印象や雰囲気をも反映した総合的な「見える環境」を表す言葉です。

景観計画とは

景観法の基本となる仕組みであり、地域を定め、景観の方針や基準等を定めるものです。法による制度の活用のためには、地域特性や課題によって方針や規制内容を定めた景観計画の策定が必要です。

回答方法

調査票

同封の「景観に関するアンケート 調査票」をご使用ください。

調査票の記入方法

ご記入は、あて名ご本人が行ってください。

ご記入の際は、黒または青のボールペンを使用してください。

調査票にある質問は主に選択式です。質問にしたがって該当する番号をで囲んでください。(ただし、「その他」を選んだ場合はカッコ内に説明等を記入してください。)

返信方法

同封の返信用封筒に、記入した調査票を入れ、切手を貼らずに7月16日(水)までに郵便ポストへ投函してください。

返信用封筒のバーコードは郵便料金を支払うためのもので、個人を特定するものではありません。

お問い合わせ先

秋田市都市整備部都市計画課企画担当 TEL(866)2152